

## ～安全管理規程に係るガイドライン改正説明会の開催について～

総務部 安全防災・危機管理調整官



国土交通省は、3月2日、運輸安全マネジメント制度において、運輸事業者自らが安全管理体制の構築・改善に向けた取組みを進める際の参考として考え方などを定めた「安全管理規程に係るガイドライン」について、運輸安全マネジメント制度の事業者への更なる浸透・定着に向け、事業者にとってより判りやすい指針とするべく、同ガイドラインを改正しました。

当局では、他局に先がけ、3月3日（水）15時から局5階大会議室において、本省大臣官房運輸安全監理官付の田村首席運輸安全調査官、峰本主任運輸安全調査官を講師にお招きし、「事業者向け改正説明会」を開催しました。

今般の改正のポイントは、①ガイドラインの位置付けを、「事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組みのねらいとその進め方の参考例を示すもの」として変更、②取組み途上の事業者が多く見受けられる項目のやり方等を詳細に規定し事例集を添付、③事業者誰しもが理解できるように判りやすい用語・表現に修正、という3点です。

当日は、当局管内の鉄道・自動車・海事モードの54事業者68名、5協会10名、計78名の多数の方が出席され、メモを取るなど熱心に説明を聞いておられました。

